

改正追補

技術資料 126-2008

誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則

Specification of luminaires for escape lighting and equipments for escape systems  
—Methods and procedure for approval test

16 ページ 9.2.2 9.2.3 9.2.4 9.2.5 を次に置き換える

**9.2.2 誘導音の性能試験** 誘導音の性能試験は、下記の a) b) の試験を c) の条件で実施した時、**JIL 5502 附属書 3 4.3** 誘導音の性能 a) 及び b) に適合すること。

a) 誘導音(音圧)試験 誘導音の音圧試験は、**JIL 5502 附属書 3 4.3 b)**に適合すること。

b) 誘導音の聴取試験 誘導音装置または誘導音付き誘導灯の聴取試験は **1) ~ 5)** の方法で試験した時、再生音が明瞭に聞き取れなくてはならない。

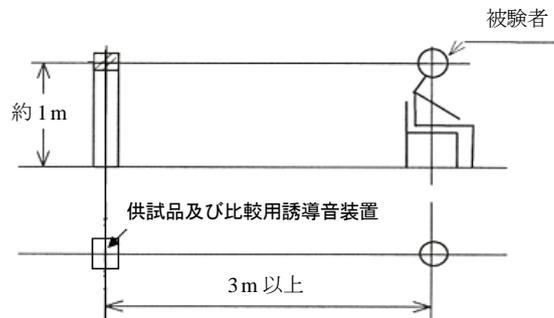
- 1) 警報音及び音声は、上限値が90dBA以上、下限値は70dBAを下回らないレベルまで調整する。また、試験は調整レベルの上限及び下限の両方で行うこと。
- 2) 誘導音装置の聴取試験は、供試品と比較用誘導音装置の比較評価を行うこと。
- 3) 誘導音装置付誘導灯の聴取試験は、供試品のみで評価を行うこと。
- 4) 供試品、比較用誘導音装置及び被験者の配置は下図のような配置とし、音声調整レベルの上限及び下限において各3回ずつ動作させ、実験結果を記録する。
- 5) 正常な聴力を有する5人以上の被験者のうち、過半数の被験者が供試品の再生音が明瞭であると判定したとき合格とする。

c) 暗騒音が低い場所で行うこと。

**備考 1.** 比較用誘導音は、あらかじめ認定委員会で確認された音声合成素子を搭載したもので原則として認定委員会で誘導音の確認が行われたものとする。

**2.** 誘導音装置付誘導灯の聴取試験は、誘導音装置自体で性能確認ができていたため供試品のみとする。

**3.** 供試品とは認定試験申請品のことをいう。



**9.2.3 音声合成素子の聴取試験** 電子回路に使用する音声合成素子の聴取試験は、誘導灯認定委員会又は製造者委員を除いた誘導灯研究小委員会により適否を評価する。

社団法人 日本照明器具工業会規格 技術資料126:2008  
「誘導灯器具及び避難誘導システム用装置試験細則」  
制 定 : 1994年3月24日  
改 正 : 2010年3月16日  
審議機関: JEA 誘導灯認定委員会 (委員長 石井弘允)  
立案機関: 誘導灯基準作成小委員会 (主査 井上 優)

発行日 2010年4月1日  
発 行 社団法人 日本照明器具工業会  
東京都台東区上野3丁目2番1号  
電話 (03)3833-5747

(禁 無断複写・転載)